

未来館

MIRAIKAN NEWS

特集

平成16年度 男女共同参画
グローバル政策対話福島会議



“自分らしさ”を生かした未来へ

2005.2

No. 18

平成16年度 男女共同参画グローバル 政策対話福島会議

平成16年12月5日に、「平成16年度男女共同参画グローバル政策対話福島会議」を開催しました。

第1部では、リセ・ベリー氏(スウェーデン王国法務省男女共同参画担当副大臣)による基調講演を、2部では、シンポジウムを行いました。それをまとめた内容をご紹介します。

第1部 基調講演:「スウェーデン王国におけるジェンダー主流化への取り組み」

スウェーデン王国法務省男女共同参画担当副大臣 リセ・ベリー氏



リセ・ベリー氏

〔スウェーデンの男女平等政策〕

今日は、スウェーデンと日本が共通に抱えている問題についてのお話をさせていただきたいと思います。例えば、我が国でも日本でも高齢化、少子化が進んでいますが、私は、その問題を解決する一つの方法として、国が、ジェンダー平等の政策を実施し、全ての男女が、一緒に仕事をし、そして家族を持っていく、つまり仕事と家庭の両立ができる社会をつくっていくことだと考えています。

スウェーデンでも、男性も女性も同じ権利と責任を持ち、それから全ての生活の面において共通の可能性を持つ、そういう社会を実現することに目標を置いています。男女ともに、権限の均等分配、それから経済的な自立というものが重要な目標ですが、中でも、やはり経済的な自立が極めて重要だと考えています。女性がスウェーデンやヨーロッパにおいてここ数十年にわたって前進したのは、仕事を持ち、給与を受け取るようになったからです。経済的な自立がなければ、人生についての決断、結婚についての決断、あるいは社会政治に対する参画を実現することはできません。誰か別の人、あるいは国に依存するということになると、人生におけるさまざまな選択の自由を制約してしまうことになります。スウェーデンでは、女性がいへん高い率で労働市場に参画をしています。今の時点で、おそらく76%くらいだと思います。

このことは70年代に実施された政策によって実現されました。その戦略は3つ。1つ目は、個人ベースの納税制度、2つ目は、育児休暇と社会保険制度の改革、そして3つ目は、保育、

介護の施設を大々的に設置したことです。このことにより、女性が仕事と家庭を両立することが可能になり、出生率の点から見ても、いい効果が出ました。今、出生率は1.9です。もちろん、このことは、男性も女性も仕事と家庭を両立することが可能になったために実現したことであります。

〔ジェンダー平等のための「平等行動計画」〕

現在のスウェーデン政権与党の社会民主党は、「社会における男女間の権力や権限の不均衡は、偶然のことではない。男に女が従属するというような考え方によって特徴づけられるジェンダーを中心としたシステムがあり、これに終止符を打つための努力をしなければならぬ」とことを宣言しました。そしてジェンダー平等を目指すために、不均衡を是正するため、ポジティブ・アクションという方策をとることにしたのです。

ポジティブ・アクションがどこで必要とされているのかということを知るためには、女性と男性の状況について知り、それからどこでどのような特別措置が必要なのかということが認識されなければなりません。2003年、スウェーデンでは、全省庁が協力して、平等行動計画を策定いたしました。私自身、この行動計画についてたいへん誇りを持っています。それは、これが総合的な文書として、政府がジェンダー平等を促進するために何をしようとしているのかということを示すものであるばかりでなく、私たちはあらゆる政策にジェンダーの視点を入れることが男女の平等を実現するための非常に重要な戦略、手段であると認識しているからです。

この行動計画は議会に対して示されました。スウェーデンでは、政府が3年毎に、定期的に男女平等の問題について進捗状況を報告することになっています。このことは非常に重要だと考えています。それは、議会のすべての委員会によってジェンダーの問題が関心を持って語られ、定期的に議論が行われるということは重要だと考えるからです。

次に、スウェーデンではジェンダーの問題をどう取り扱っているかをお話したいと思います。私は、ジェンダー平等という問題は、ごく普通の政治的な問題の一つだと考えています。1994年以来、総理が年次教書において政治的な決意を表明することになりました。政府の政策のあらゆる面においてジェンダー平等の視点を取り入れるという決意表明です。毎年毎年このような形で、政府はジェンダーの問題を優先すると国民に示しています。首相、そして各省庁の大臣が意識を変え、また省庁のスタッフのトレーニングや教育を行うこと、

そして、ジェンダー分析や調整をそれぞれの省庁間で行っていくということも重要だと考えています。

ここで強調したいのは、これらのプロジェクトやポジティブ・アクションはジェンダー平等のための重要な手段となっています。しかし、これらの手段は、確固たる根拠を持った男女に関する分析に基づき行われなければなりません。目的はあくまで持続可能な社会構造の変革を行うことで、私たちはそのための努力を効率的に行わなくてはなりません。

また、十分に男性のジェンダー平等における貢献を重視することが必要です。ジェンダー平等というのは決して女性だけの問題ではありません。そして、男女平等は男性の支援、貢献なくして達成できるものではありません。ジェンダー平等というのはまさに男性、そして女性にとってプラスになるものであります。これをぜひ念頭に置いていただきたいと思います。

〔スウェーデンの抱えている問題〕

あたかもスウェーデンではすべての問題が解決され、あとは楽にして結果を待つのみといった印象をお持ちになったかも知れませんが、実際はまだまだほど遠い状況で、行動計画はまさに我々が今後克服すべき課題がたくさんあることを示しています。

まだ残されている課題の1つ目は、政治、公共セクター並びに民間セクター双方における意思決定機関への平等な参画の問題です。男女格差は縮まりつつありますが、民間セクターの経営トップにいる女性は本当に恥ずかしいほど少ないです。



課題の2つ目は、男女の有償、無償の労働時間の不均衡をなくすということです。これは非常に大きな問題で、女性はより多くの時間を無償で働いています。これは、女性の所得、年金においてマイナス影響をもたらします。また、男女の給与格差の問題もあります。これは私たちがもっと努力をして取り組まなくてはならない複雑な問題です。

それから3つ目は、女性への暴力の防止です。この中には人身売買、売春といった問題も含まれます。

3つ挙げた中で、特に力を入れていきたいのは、意思決定機関への平等な参画の問題です。民主主義社会において、男女は同等に、あらゆる領域、社会において代表されるべきなのです。

スウェーデンにおける選挙制度は比例代表制で、議会の構成は有権者の政治的見解そのものを反映していると言っています。スウェーデンの人々は政党名を投票します。場合によっては候補の個人名を書くこともありますが、一般には政党名を記入します。

スウェーデンで女性の参政権が確立されたのは1921年で、翌1922年の最初の選挙では5人の女性が選出されました。しかし、その後は非常に遅々としたもので、1960年には女性議員の数は全体の10%、70年代初頭で20%です。90年代に入り、これはあまりにも遅過ぎると考えた女性団体は、彼女たち自身で女性による政党をつくるという「おとし」に出ました。彼女たちは、女性議員の数が全体の50%にならない、これが達成できなければ女性の党をつくると言ったのです。これは、従来の政党にとって大きな脅威となりました。選挙は、社会民主党が勝ち、男女ともに半々の内閣が誕生しました。それ以降、ずっとこの状況が続いております。今もほぼ同数でありまして、女性の大臣の数が11人、男性が12人となっています。まさにポジティブ・アクションが機能したあらわれだと思います。

このように、意思決定の機関へ参画する女性の数を増やすためには、まず目標を立て、働きかけ、フォローアップを行う。そして、進歩の程度を明らかにし、随時報告を行うのです。また、日常的に監視をする国の機関をつくるということも必要です。ジェンダー平等を「日課」として考えることができる仕組みをつくることです。例えば、スウェーデンでは、政府が候補の指名をする場合、それぞれの省庁が出す候補は、必ず男性、女性をそれぞれのポストに一人ずつ推薦、指名しなければならないことにしています。

〔ジェンダー平等を妨げる「ポルノ」〕

そして、最後に皆さんにぜひ聞いていただきたいことがあります。それは、公共の場でポルノが氾濫している問題のことです。公共の場に見られるポルノは、ジェンダーの平等を達成するためにマイナスです。これをそのまま放っておきますと、男女平等の社会の実現はより難しく、もっと時間がかかることになると思います。

公共スペースのポルノ化というのは、少女、女性、少年、男性を広告、インターネット、テレビなどにおいて性的存在として表現すること、そうすることにより少女や女性は人ではなく物におとしめられます。そして、少女や女性だけでなく、少年や男性も、偏見に閉じ込められ、行動や自分らしく生きる自由を制限されてしまいます。

ポルノは、テレビ、映画、新聞、ラジオ、テレビゲーム、インターネット、そして町の中にも、家の中にもあふれています。避けることはほとんど不可能です。そして、やがて私たちは何とも思わなくなるのです。このような現象は決して切り離された単独の問題ではなく、社会のジェンダーあるいは権力の問題と結びついていると思います。

解決には時間がかかる非常に難しい問題だと思います。しかしながら、ディスカッションは続けていかなければいけないと思います。

この後、皆さんと実りあるディスカッションができることを楽しみにしています。

どうもありがとうございました。



第2部 パネルディスカッション

コーディネーター:有馬 真喜子氏(財団法人横浜市女性協会顧問、NPOユニフェム(国連女性開発基金)日本国内委員会理事長)

パネリスト :ハンナ・ベアテ・シェップシリング氏(国連女子差別撤廃委員会委員)

ヨン・ヤン・ソク氏(韓国ジェンダー平等省女性政策局長)

リセ・ベリー氏(スウェーデン王国法務省男女共同参画担当副大臣)

山下 美砂氏(GEウィメンズ・ネットワーク・ジャパン共同議長、GE東芝シリコン株式会社執行役員人事本部長)

藤野 美都子氏(福島県立医科大学医学部人文社会科学講座教授)

有馬 ただいま、スウェーデンのベリー副大臣のお話を聞きまして、ポジティブ・アクションについて、たくさんのことを教えていただきました。スウェーデンという国について、最初に個人的なお話をします。1975年、第1回世界女性会議がメキシコ市で開かれました。私は、当時、テレビでニュースの仕事をしておりまして、メキシコまで取材に行きました。

そのときに、世界135カ国ぐらゐの代表が集まりましたが、その中でたった1国だけ、総理大臣がその国の主席として参加した国がありました。それがスウェーデンだったのです。当時のパルメ首相が、なんと女性会議に代表団を率いて参加するということで、世界中のマスコミがパルメ首相のインタビューをし、私も、何とやらやましいと思ひながら、そこにはせ参じたことを覚えております。

さて、ポジティブ・アクションは、積極的差別是正措置、あるいは積極的改善策、積極的推進策と、日本ではさまざまに訳されておりますけれども、日本でなぜポジティブ・アクションが必要かということを考えてみます。今から5年ほど前の1999年、男女共同参画社会基本法がつくられ、さらに、男女雇用機会均等法が改正されました。そのどちらの法律でもポジティブ・アクションの必要性が触れられたわけですが、要は、日本を立派で活気のある国にしていくために、男女が力を合わせて、ともに自分の能力、体力、気力を出し合せて、いい社会、いい国、いい地域、いい企業とをつかっていきたいと思ひている。そのために男女が力を十分発揮できる基盤が整っているだろうかと考えてみると、どうも女性のほうには、力を発揮することを阻むものがあることが見えてきました。それを少しずつ取り除いていく、改善していくという努力が必要で、そのために、ポジティブ・アクションが必要だということになってきたんだと思ひます。それがあって男女ともに力を発揮できる社会になるんじゃないかと思ひます。

この問題は、決して日本だけの問題ではなくて、程度の差こそあれ、それぞれの国が同じような課題を抱え、その解決の方法を探っているんだろうと思ひます。これからのパネルディスカ



有馬 真喜子氏

ッションでは、まず、その各国の状況などをお聞きしたいと思います。
シェップシリング 私は、特に人権ということを念頭に置いて、ポジティブ・アクションについてお話をしたいと思います。

女性差別撤廃条約、CEDAWというものが、ポジティブ・アクションについて取り決めています。あらゆる分野で女性に対する差別を禁じると定めている女性差別撤廃条約は、女性にとって最も大切な法的手段であると思ひます。この条約を批准した国は、この条約の実施を遅延なく実行しなければなりません。国、民間企業、非営利団体、そして個人のすべてが、女性に対する差別を禁止するべく行動しなければならぬのです。

今日、基調講演で伺いましたように、このジェンダーを主流化するとは、女性に特有のニーズに対処しなくてよいということにはなりません。したがって、女性にとってのポジティブ・アクションが必要になります。そして、この条約の第4条の第1項ポジティブ・アクションを実施することは、差別を助長するものではないと言ひます。つまり、限定的な期間において、女性に対して保護的な措置を講じることは正しいことであると言ひます。

この条約は、実質的に存在する差別をなくすということを求



ハンナ・ベアテ・シェップシリング氏

めています。これは、ただ単に男女のジェンダーの差だけでなく、さまざまな人種や民族的なアイデンティティ、その他の要因に基づく差別も禁止しています。

さて、日本の第4次、第5次報告が、2003年の夏に委員会に提出されたわけですが、委員会も日本政府に対して、ポジティブ・アクションとして2つのことを実施するようにと勧告しました。1つ目は、政策意思決定への女性の参画を増やす施策を講じること、2つ目は、労働市場での事実上の男女の機会の平等を実現することです。次回の日本の報告を楽しみに待っております。

ソク 韓国の男女の平等に関する政策、その目的は、ジェンダー平等の社会をつくること、社会参加を促進し、女性の福祉を向上させ、男女ともに完全に社会に参加し、そして社会の開発、また国の発展に、責任を共有していくということです。

韓国は、さまざまな女性の社会参加促進のための制度づくりをしてきました。1995年には女性発展基本法が制定され、それに基づいて、女性の政策に関する基本計画がつけられ、女性発展基金もできました。

そして、女性の地位の向上を図ることを使命とする女性省が2001年1月に発足し、この省は、ジェンダー政策の立案、調整、また、女性差別の撤廃、そして、総合的に政府におけるジェンダー関連の政策を実施、監督するというのが仕事です。

女性発展基本法というのは、政治や経済など、すべての社会的な面で女性の発展を図ることがねらいです。この基本法に基づいて、5年ごとに基本計画がつけられております。

また、女性発展基金におきまして、さまざまなプロジェクトを実施し、女性の地位を向上させ、この福島県の未来館のようなセンターもつくっています。

1998年から2002年には、法律上または実生活上での男女不平等を排除することや女性の社会参画あるいは意思決定のプロセスに参画することの促進、母性保護を行うというものを目的とした第1次基本計画がつけられました。2003年から2007年には第2次の基本計画が行われます。そして、政府の政策のすべての分野において、ジェンダー平等の視点を取り入れ、家族にとってやさしい政策を実現することで本当に男女平等な世界をつくることを目指しています。

山下 私は、日本でのGEのグループ会社全体を横断している、ウイメンズ・ネットワークというネットワークの日本での共同議長を務めています。まず、GEについてですが、GEは、アメリカ・コネチカット州に本社を置くアメリカの会社です。皆さんもご存じだと思いますが、発明家のトーマス・エジソンが会社の創立者の一人です。既に日本でも、100年以上の歴史があり、日本との関係がとても深い会社です。

GEでは、diversityという言葉がたくさん使います。これは、日本語で言いますと多様性という意味ですが、私ども会社の中では、多様性を尊重するということを会社の大きなテーマ、コンセプトとして位置づけています。

GEは、人種や民族、年齢、性別にとらわれず、いろいろな人たちが自由に働ける公平な機会を提供したいと思って活動しています。多様なバックグラウンドを持った人が集まることによっていろいろなアイデアが生まれ、そのアイデアをうまく取り入れることで企業が成長できるという考え方を持っているからです。このような考えの中で、女性の育成も大変重要なこととして大きく取り上げています。

ウイメンズ・ネットワークは、プロフェッショナルとして活躍したい女性を育成するためのサポートシステムとなることが目的で



ヨン・ヤン・ソク氏

す。活動の内容については、主に人材開発のためのセミナー、経営幹部との懇談会などを女性社員に提供することによって、優秀な女性社員がいるということを幹部層にアピールしたり、また、女性社員も、そういう非常に偉い人たちの前に出ていく機会を与えられるということで、女性社員のモチベーションを上げていくといったことをしています。

さらに、女性の幹部社員のロールモデルを提示していくということが次の活動の内容です。非常にシニアなポジションで活躍する女性社員というのは、GEでも実はまだまだ少ないというのが現状です。それから、結婚して子供を持っても働けるような会社でありたいので、ワーキングマザーとして活躍している女性をロールモデルとして紹介するという活動もしています。

藤野 私は、本日のご講演、パネリストの皆様のお話を受け、福島県におけるポジティブ・アクションへの期待について話をしたいと思います。

国レベルでは、1999年に男女共同参画社会基本法が制定され、2000年に男女共同参画基本計画が策定されました。これに対応し、福島県では、2000年に、この男女共生センターが生まれ、2001年にふくしま男女共同参画プランが策定され、2002年には男女共同参画推進条例も制定されました。

このように、福島県では、男女共同参画政策展開のための基盤は整備されていると言えます。しかしながら、残念なことに福島県の男女共同参画推進状況は、非常に遅れていると言わざるを得ません。

例えば、地方議会における女性議員の割合は3.4%です。また、県公務員における女性管理職の割合は2%です。このような状況にあるからこそ、福島県では、本日の会議のテーマであるポジティブ・アクションの実施により、男女共同参画社会を実現することが強く望まれていると思われまます。

法的枠組みは既に整っているので、これからは男女共同参画社会を実現するため、先進的な取り組みをしている国際機関、諸外国、地方自治体、あるいは企業から多くのことを学び、ポジティブ・アクションを実際に実施する段階にあります。

また、福島県は、性別役割分担意識が根強く残っていること、女性の就労に対する環境整備がおくれていることも大きな課題です。育児休業制度は、法律上は男女の権利とされていますが、福島県の男性の育児休業取得率は、2002年で0.2%でした。ほとんどの男性が取得していない状況です。

ここで、私が現在考えている福島県の課題について、3つ触れておきたいと思います。

第1に、県公務員における男女共同参画を推進させる積極的な施策を展開させることです。県庁の男女共同参画を進展させることが、県内の企業、市町村、県民に対するよいモデルの提示となるからです。

第2に、県内の企業における男女共同参画の推進です。女性が経済的な自立を獲得するためには、働く場における男女共同参画の実現が不可欠です。

第3に、人々の間に根強く残る性別役割分担意識を変革するために、住民に身近な市町村が実施する政策すべて



藤野 美都子氏

について男女共同参画の視点を取り入れることです。ジェンダーの主流化と言われる事柄です。しかしながら、県内の市町村の取り組みには、ばらつきが見られます。そこで、県の役割が重要になります。市町村トップの意識改革を狙い、2002年に開催された市町村トップセミナーを今後も定期的実施することに大きな意味があると思います。男女共同参画社会の実現には、組織トップの強いリーダーシップが不可欠であると指摘されているからです。

有馬 ありがとうございました。ここでパネリストの方々の中で、他のパネリストについて、何かコメントをしたいという方、いらっしゃいますでしょうか？

シエツァリング ジェンダーの平等を、例えば民間企業がポジティブ・アクションを導入することについてコメントしたいと思います。

今、GEの話がありましたけれども、ヨーロッパでは、公的な部門におきまして、例えば女性の代表を増やすことをしているのですが、民間企業にポジティブ・アクションを働きかける際に、民主的な公平さだけでなく、経済的な利益にもつながるんだというような言い方が有効だと思います。例えば、ボ

ジティブ・アクションを、男性、女性、そしてまた少数民族の人たちに対し実践している企業は、従業員がやる気になって、生産性が高くなったことが報告されています。また、消費者のほうも、喜んでそういう会社の製品を買うということも調査で分っています。

ベリー 先ほど、シェップシリングさんが女子差別撤廃条約を人権を守るための条約だというふうにおっしゃいました。女性の権利というのは、人権の問題抜きにしては語れないのです。これはとても重要です。また、このCEDAW条約、それから北京の行動綱領というのは、政府によって批准されたものであるから、これを使って自分たちの政府に対して圧力をかけていい、その手段になるんだということを認識すべきだと思います。

山下さんからは多様性についてお話がありましたね。ヨーロッパでもこの多様性のディスカッションが随分盛んです。

福島県の現状についてですが、その土地柄に合ったやり方を開発するということが重要だと思います。もちろんほかのところの状況から学ぶことができますが、実際にそれを実施するのは、地域に合わせたようなやり方である必要があると思います。

山下 ウィメンズ・ネットワークでも、女性だけをターゲットにしているわけではなく、男性社員にもいろんなメッセージを出していく活動を行っています。トップ・マネジメントのコミットメントというのは非常に明確で、それは全社員も頭ではわかっている、なかなか浸透しないということが課題ですね。

そんな中で、とても積極的な活動をしている韓国とスウェー

デンでは、男性をどのように取り込んでいってやるのか、その点について、ぜひお聞かせいただければと思います。

有馬 これは多分、聴いている会場の皆さんも関心の深いところだろうと思います。ソクさんから、いかがですか。

ソク ジェンダーの平等というのは、女性と男性両方の問題だと思います。そして、男性にこのジェンダーの平等から得るところがあるということを示さなければいけません。例えば彼らも父親になるわけですよね。そして、父親として子供の尊敬を集めることができるということです。単に皆さんは働く機械ではなく、人間なんだということ、別の生活もあるんだということ、国があるいは職場が認識するということです。女性のパートタイマーがいるのであれば、男性のパートタイマーもいってしかるべきです。ジェンダー平等を考える上では、家族の生活というような観点で扱う必要があると思います。私たちはこれまで一生懸命男性に働きかけてきました。これだけでもあなたのためになることなんだということをしっかりと行うことですね。

ベリー 今は非常に強いネットワークが女性団体の間でできたと思います。私たちがまず男性に対しいろいろ働きかける前に、まず私たち女性同士で連帯を図っています。例えばDV(ドメスティック・バイオレンス)とか、それからまたセクハラといったような問題が出ましたので、メディアとも連携を図るなど、それから私たちは、一歩ずつ戦略計画をつくりながら進んできました。男性もそうですけれども、社会は、私たちの熱意やネットワークの力を無視することはできないところまで来ていると思います。

有馬 今、日本で、男女共同参画が進んでいるという面がある一方で、アゲンストの風も吹いています。このことについて、皆さんの国の状況についてはいかがでしょうか？

シェップシリング 「家族」を強化しようとしている日本の憲法改正に関することです。 「家族」を憲法を通じて強化するという事は、それ自体は悪いことではないと思います。ただ、その表現の仕方、女性だけが憲法において言及されるのは問題だと思います。

例えば、アイルランドの憲法においては、母親、子どもたちは特に保護を受ける権利があるとしています。CEDAWの



委員会においてこれに批判が出ました。その後、このアイルランドの憲法委員会は、子どもたちや高齢者の面倒を見る人たちは、何らかの特殊な保護を受ける権利があると変えたのですね。つまり、女性だけという言い方を避けたわけです。これはとても貴重なことだと思います。私がぜひ提言したいのは、憲法の条項の中で日本政府がこういった暫定的特別措置をとることを考えさせるような文言を少しでも入れていただければと思います。ドイツでは、実践の場でもって平等を実現すべきと言っています。これがポジティブ・アクションにつながるものと思っています。

ベリー 当然、私たちの社会においても、抵抗、アゲントはあります。まずジェンダー平等についての教育は、子どもからスタートすべきだと思うんですね。もう15歳くらいになりますと、ステレオタイプの考え方、固定概念ができてしまっていますので、できるだけ早い段階で、ジェンダー平等に関する知識を組み込んで、まず教職員にそういった教育をし、それをカリキュラムに組み込むことが大切だと思います。



山下 美砂氏

山下 実はこのウイメンズ・ネットワークの活動を日本で始めたとき、非常にいいと言ってプロモートする人もいれば、どうしてそういう活動が必要なんですかと、異議を唱える人もたくさんいました。その大半の人は、女性だったんですね。それも、ある程度シニアなポジションにいる人たちで、「私たちはそういうサポートも何にもなくて、ここまで自分たちでやってきたんですよ。どうして必要なんですか。」という意見でした。多様性を大事にしたいということは理解できるんですが、特に女性に対するポジティブ・アクションがなぜ必要なのかを、今まで私たちが持っていた日本的な感覚の中で考えるのは非常



リセ・ベリー氏

に難しかったのではないのでしょうか。

こういった活動は、自分個人のためだけではなく、今後もっとキャリアを積んでいきたいと思っている若い世代の人たち、女性の社員の人たちのためなんだということを伝えることによって、この活動の理解が深まり、浸透していったところがあります。

藤野 私は、先ほど憲法改正の話がありましたので、その点についてお話ししたいと思います。

提案されております憲法改正も、先ほどシェップシリングさんがご指摘になられたようなプラスの意味での憲法改正ではなくて、女性が社会進出することによって、日本の伝統的な家族が崩れていくことに対するアンチテーゼとして出されています。日本では、やはり女性が社会に進出していくことは、マイナスになると思われています。日本でも、小さな頃から男女平等教育を家庭でも学校教育でもということが必要でしょう。

有馬 パネリストの皆さんのお話で、私たち日本の抱える問題と共通の問題などについて分かったと思います。どの国のジェンダー平等への道も平坦ではないけれども、どの国でも努力している人たちがいます。会場の皆さんのように地域で努力していらっしゃる方もたくさんいます。今日、皆さんのお話を聞いて、ジェンダー平等に向けて努力している人は一人ではないことをお互いここで知り合ったわけですから、そのことを私たちの明日からの元気の糧にしながら、また一緒に活動していければと思います。パネリストの皆さん、会場の皆さん、大変熱心にご参加くださりまして、ディスカッション全体を活気づけてくださいましたことに心から感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

マイ・ライフ・クリエイティブセミナー

とき:平成16年12月～平成17年1月開催分

自分らしく生きるってどういう生き方をすればいいの？
県内の高校を代表して、福島西高校、双葉翔陽高校の2校に、男女共生センター版「自分らしく生きるため」の特別事業を行いました。

自分らしく生きるとは、男性だから～しなさい・女性だから～してはいけないなどという決めつけにとらわれず、生きていくこと、そしてあなたもあなたらしく生きること・・・。
言うことは簡単ですが、自分の人生として考えることはなかなか難しいです。



講師
西部三育幼稚園 教諭
齋藤幸弘さん



双葉翔陽高校
齋藤先生の話熱心に
聞き入りました。



講師▶
ハーティ仙台 助産師
八幡悦子さん



福島西高校
八幡さんと楽しく、自分や相手を大切にすること、性のことについて学びました。

まずは、自分らしく生きるためにはどうしたらいいかを学ぶために、「ジェンダー」や「人権」について学び、その意識を持った上で憧れの職場を視察しました。それから将来の自分の人生設計である「未来の履歴書」を書いてもらいました。

2つの高校の生徒たちの特別授業を受ける姿勢は、真剣そのもの。学校ではなかなか学ぶことができないことに、皆さんしっかりと耳を傾けていました。

今年も、「未来館フェスティバル」を開催します！

テーマ:一人ひとりの幸福論、さがそ。

294,000件。

「自分らしく」をインターネットで
検索してみたらこんなにあった。

みんな、大切に考えてるんだ。

自分のこと、共に生きる時代のこと。

共に生きる力を紡ぐ。

私たちは、福島県男女共生センターです。

とき / 3月11日(金)、12日(土)

場所 / 福島県男女共生センター 全館

4回目を迎える「未来館フェスティバル」の全体イメージは、「にぎわい」と「はなやか」。

「創」・「休」・「遊」・「知」の4つのゾーンで楽しいイベントを開催します。

県民の皆さんの多くのご来館をお待ちしております！

「北海道・福島県男女共同参画フォーラム」開催！

北海道と福島県の関わりは古く、もうすぐ200年を迎えようとしています。そこで、男女共同参画を一つのテーマとして、北海道と福島県の新しい交流づくりにつながるイベントを企画しました。

講演「北海道の女性、福島の女性(仮題)」

千葉 悦子氏(福島大学教授)

シンポジウム「高齢福祉とジェンダー(仮題)」

笹谷 春美氏(北海道教育大学教授・道立女性プラザ館長) ほか

トークセッション

12日に、本場北海道の石狩鍋をふるまいます。(先着500名)

3月11日 午後

3月12日 午前

男女共同参画に関する施策等に対する 「意見申出制度」

ん!?
何かへんじや
ないの?

この制度は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等について、県民の皆さんが男女共同参画の観点から意見申し出ることができる制度です。

県民の皆さんの意見申出を受けて、男女共同参画推進員が公平・中立な立場に立って必要な調査等を実施し、必要に応じ関係する県の機関に意見を述べるなど、問題解決に向け適切かつ迅速に対応します。

どのようなことを申し出ることができる のですか?

申出のできる対象は、男女共同参画に関する県の全ての施策についての意見、苦情、要望、提言などです。

〔過去の申出事例〕

「食生活改善推進員教育テキストの中で、女性が料理をつくり、男性が食べているイラストが数点使用されている。これは、女性は料理をする役割(女性が家事をするというイメージ)、男性は食べる役割(男性は家事をしなくてもよいというイメージ)でいいということを強く印象づけるため、このイラストの描き方を改めることを要望する。」

誰でも申し出ることができますか?

県内在住の方、在勤、在学している方または、県内を主な活動拠点としている事業者、団体が申し出ることができます。

どのように処理されるのですか?

提出していただいた申出は、男女共同参画推進員(非常勤)が調査します。

- ・大峰 仁(弁護士)
- ・二瓶 由美子(桜の聖母短期大学講師)

推進員は、調査後、必要に応じ県の機関に意見を述べることができます。意見を受けた県の機関は、対応結果を推進員に回答し、それを受けた推進員が申出をしたご本人に連絡します。



意見の申し出方法や申出先は?

書面に下記の必要事項を記載し、県男女共生センターへ提出してください。(郵送やFAXでの提出もお受けします。)

〔必要事項〕

- ・申出をする者の氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地及び電話番号並びに法人その他団体にあつてはその代表者の氏名
- ・県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等についての意見の内容
- ・推進員との面談の希望の有無
- ・申出の年月日

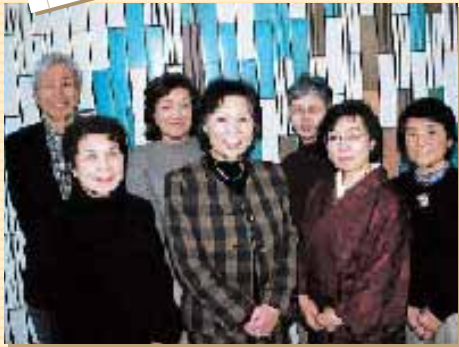
申出書の様式は、県ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.pref.fukushima.jp/danjo/pdf/youshiki.pdf>)

申出先

- 福島県男女共生センター事業課内
福島県男女共同参画推進員 あて
- 〒964-0904 二本松市郭内一丁目196-1
- 電話(0243)23-8319 FAX(0243)23-8314
- 受付時間 / 男女共生センター開館日の
午前9時から午後5時まで
- 男女共生センターの休館日 / 月曜日(この日が祝日の場合はその翌日)
及び年末年始(12月29日~1月3日)

未来館 ネットワーク



「男女共同参画アクティブ・コミュニティ」のみなさん

[問い合わせ先]

「男女共同参画 アクティブ・コミュニティ」

・代表 / 古宮 節子
 ・事務局 / 〒963-8851
 郡山市開成6-342-1
 ・電話・FAX / 024-923-5877
 ・メールアドレス /
 komiya@gamma.ocn.ne.jp

ビデオで男女共同参画を学びませんか?

当センター図書室では、男女共同参画社会づくり、人権、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント防止などを学ぶためのビデオを所蔵しています。

公民館や会社などで視聴できるように、館外貸出しも行ってまいります。ぜひご利用ください!!

[電話] 0243-23-8308

郡山市を中心に活動している「男女共同参画アクティブ・コミュニティ」の代表の古宮節子さん、会員の添田政弘さんにお話を伺いました。

「アクティブ・コミュニティ」の活動のきっかけは?

古宮 郡山市で行った事業「男女共同参画サポーター養成講座」を受けた人たち同士が、講座で学んだことを地域で活かそう、また市民に還元したいと思い、15年度に「男女共同参画アクティブ・コミュニティ」を立ち上げました。活動資金がなかったところ、男女共生センター主催の「県民公募チャレンジ事業」を応募していかか助成金をいただきましたので、それが本格的な活動でしたね。その時は、子育て支援、まちづくり、カウンセリングなどを企画し、参加者の方から好評をいただいたのでとても自信になりました。

添田 会員は現在15名です。会員は、ほかの団体でも活動している、「何かをやってみよう」と積極的に行動する人たちが集まりました。

今年度も当センターのチャレンジ公募実践事業にご応募いただきました。

古宮 昨年度は、夢中であれこれ講座を開催し、男女共同参画社会に何が必要なのかを模索しました。今年度は重点的に市民のレベルアップを意識しました。一人ひとりが自立し、人としての生き方ができることを目指し、本当の男女共同参画社会を学ぶための講座です。今年度は、「ビジネススキルアップ講座」、「まちづくり講座」、「女性のキャリアアップ講座」を開催中です。

添田 今回は、男性も対象にしています。というのは、もちろん男女共同参画社会というのは、男性側の努力も必要だと考えているからです。女性がいくら超人的な頑張りをしても、男性の理解がないと報われないからです。

地域で、会社でも家庭でもそうですが、男女共同参画を実践していくことは難しいですよね。

添田 今は、仕事と家庭生活とのバランスがかなり悪い状態だと思います。女性は働ける盛りに育児だけに追われる、男性は、家庭や地域のことをしたいと思っても仕事に忙殺されてしまう。男女ともに生き方のバランスが悪いと思うんです。

古宮 社会や家庭、地域社会全体が生き方を見直す必要があると思います。男女共同参画型の社会は、バランスよく生きるためのヒントだと思っています。今後の社会のあり方として、男女共同参画社会を実現していくための努力をしていきたいと思っています。行政の唱える「男女共同参画社会」像は、立派ですばらしいことですが、市民には十分理解できないところもあると思います。ですから私たちは、真の「男女共同参画社会」像を伝えるために、行政と市民の架け橋になる活動を続けていければいいなと思っています。

今後はどのような活動を続けていきたいですか?

添田 男女共同参画社会をつくるのは、「今、働いている人たち」の力が不可欠だと思います。仕事をしている人が楽しんで参加できるような企画を考えていきたいですね。

古宮 女性をエンパワーメントするための活動は続けていきたいと思っています。その一方で、地域で働いている男性、暮らしている男性にも真の男女共同参画を進めていければいいですよね。また、行政と市民がよい協働をしていけるような、そんなお手伝いができればと思います。

未来館
MIRAIKAN NEWS

2005.2
No.18

編集・発行

「未来館NEWS」

財福島県青少年育成・男女共生推進機構

福島県男女共生センター～女と男の未来館～

〒964-0904 福島県二本松市郭内一丁目196-1

TEL (0243) 23-8301(代) FAX (0243) 23-8312

ホームページアドレス <http://www.f-miraikan.or.jp>

メールアドレス mirai@f-miraikan.or.jp



この広報誌は、古紙配合率100%再生紙を使用し、環境にやさしい大豆インキを使用しています。